

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果（12年分）について

岩手県環境生活部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき施設の設置者から報告があった、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定結果について、前回の公表（平成13年3月14日）において「分析中」であったものも含めて取りまとめました

1 自主測定結果

各施設に係る自主測定結果の報告状況は、次のとおりです。

測定対象媒体	施設数	報告施設数		自主測定実施率(%)
		3月公表前	3月公表後	
排出ガス	255	204	23	89.0
排出水	12	9	3	100
ばいじん等	255	185	27	83.1

排出ガスに係る自主測定結果

測定結果は、0～170ng-TEQ/m³の範囲であり、平成13年1月14日まで適用が猶予されていた排出基準（80ng-TEQ/m³）に未対応の2施設は、いずれも施設の使用が廃止されました。

排出水に係る自主測定結果

測定結果は、0.0006～6pg-TEQ/Lの範囲であり、排出基準（10pg-TEQ/L）の適用は猶予されているが報告があったものについては、全て排出基準以下でした。

ばいじん等に係る自主測定結果

測定結果は、0～240ng-TEQ/gの範囲であった。なお、排出基準は設定されていないが、高い値の4施設は、ばいじん等を再焼却処理するなどの削減対策がなされていました。

2 自主測定を実施していない施設

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項又は第2項の義務に違反して自主測定を実施していなかった施設については、別紙（排出ガス関係28施設、ばいじん等関係44施設）のとおりです。

3 今後の対応

測定を実施していない施設については、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう重ねて督促などの指導を強化することとします。

ばいじん等において高い値の測定結果が報告された施設について、ダイオキシン類を低減させるよう、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等を指導することとします。

4 その他

報告があった自主測定結果の一覧表を環境保全課（全県分）及び各地方振興局保健福祉環境部（管内分）に備え、縦覧に供しています。